

第 70 回 定時株主総会招集ご通知

日 時平成27年 6 月26日（金曜日）
午前10時**場 所**

日本精機株式会社 本社体育館

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

目 次

第70回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
議案及び参考事項	
第 1 号議案 定款一部変更の件	
第 2 号議案 取締役 9 名選任の件	
第 3 号議案 監査役 2 名選任の件	
第 4 号議案 取締役の報酬額改定の件	
第 5 号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容変更の件	
（添付書類）	
事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	51
監査報告書	59

(証券コード 7287)
平成 27 年 6 月 5 日

株 主 各 位

新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号

日本精機株式会社

代表取締役社長 高 田 博 俊

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。また、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
日本精機株式会社 本社体育館 |

3. 目的事項

- 報告事項**
- 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第70期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役9名選任の件
- 第3号議案** 監査役2名選任の件
- 第4号議案** 取締役の報酬額改定の件
- 第5号議案** 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容変更の件

4. 議決権行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（<http://www.nippon-seiki.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条（目的）につきまして、当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るとともに、現在実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 執行役員制度の拡充に伴う取締役員数の減少により、現行定款第19条の取締役の員数を25名以内より15名以内に変更するものであります。
- (3) 取締役及び監査役に適切な人材を招聘できる環境を整備し、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条の規定に基づき、業務執行取締役等でない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第28条）及び監査役と責任限定契約を締結できる旨の規定（変更案第36条）を定めるものであります。
なお、変更案第28条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
（目 的）	（目 的）
第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
(1) 自動車、農業機械、船舶、産業用機械等の計器類、電装品、時計および同部品の製造、販売	(1) (現行どおり)
(2) 電気、電子機器および同部品の製造、販売	(2) (現行どおり)
(3) <u>包装機の製造、販売</u>	(削 除)
(4) <u>計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売</u>	(3) <u>計器類、電子機器の組立機械、検査装置の製造、販売</u>
(5) <u>計器類等の金型、治工具の製造、販売</u> (新 設)	(4) <u>計器類等の金型、治工具の製造、販売</u>
(6) <u>防錆、防腐、浄化用等の水処理機器、装置および融雪、凍結防止、暖房、育苗等の電熱機器の販売</u>	(5) <u>センサーおよびセンサーシステムの製造、販売</u> (削 除)
(7) <u>カルチャーセンターの経営</u>	(6) <u>カルチャーセンターの経営</u>
(8) <u>不動産の賃貸借</u>	(7) <u>不動産の賃貸</u>
(9) <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u>	(8) <u>労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u>
(10) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u>	(9) <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 条～第18条 (条文省略)	第 3 条～第18条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>25</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第19条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。
第20条～第27条 (条文省略) (新 設)	第20条～第27条 (現行どおり) (取締役との責任限定契約) <u>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 <u>28</u> 条～第 <u>34</u> 条 (条文省略) (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 第 <u>29</u> 条～第 <u>35</u> 条 (現行どおり) (監査役との責任限定契約) <u>第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
第35条～第 <u>41</u> 条 (条文省略)	第 <u>37</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

第 2 号議案 取締役 9 名選任の件

取締役全員（17名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。取締役の監督機能の強化及び執行役員による業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を拡充することとしております。これに伴い、取締役8名を減員し、社外取締役2名を含む取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
1	なが い しやうじ 永 井 正 二 (昭和24年9月21日生)	平成 5年 4月 川崎重工業㈱民間航空機部課長 平成 7年12月 当社入社 平成 8年 6月 当社取締役 平成 9年 4月 当社常務取締役 平成10年 6月 当社専務取締役 平成13年 6月 当社代表取締役社長 平成25年 6月 当社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) エヌエスアドバンテック株式会社取締役会長 タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 上海日精儀器有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長	426, 550株	(注)1. ご参照
2	た か だ ひろとし 高 田 博 俊 (昭和28年8月10日生)	昭和52年 3月 当社入社 平成15年 4月 ユーケーエヌ・エス・アイ社取締役社長 平成17年 6月 当社取締役 平成20年 6月 当社常務取締役 平成23年 4月 当社代表取締役専務 平成23年 4月 当社営業本部長 平成25年 6月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 香港日本精機有限公司董事長	21, 000株	(注)2. ご参照

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
3	おおかわ まこと 大 川 信 (昭和32年6月23日生)	昭和51年 3月 当社入社 平成18年 6月 当社取締役 平成21年 6月 当社購買本部長 平成22年 6月 当社常務取締役 平成26年 6月 当社専務取締役(現任) 平成26年 6月 当社事業企画本部長 兼 購買本部長 平成27年 4月 当社事業企画本部長 兼 購買本部管掌 (現任)	24,150株	な し
4	すずき じゅんいち 鈴 木 淳 一 (昭和33年4月9日生)	昭和52年 3月 当社入社 平成18年 6月 当社取締役 平成21年 6月 当社品質保証本部長(現任) 平成23年 6月 当社常務取締役(現任)	18,500株	な し
5	いちはし としあき 市 橋 利 晃 (昭和34年7月15日生)	平成 2年 8月 当社入社 平成20年 6月 当社取締役 平成23年 4月 当社技術本部長 兼 知的財産担当(現任) 平成23年 6月 当社常務取締役(現任) (重要な兼職の状況) ダナンニッポンセイキ社会長	8,000株	(注)3. ご参照
6	なかむら あきら 中 村 朗 (昭和30年1月6日生)	昭和52年 3月 当社入社 平成17年 6月 ニューサバイナインダストリーズ社取締役社長 平成17年 6月 当社取締役 平成25年 1月 当社常務取締役(現任) 平成25年 1月 当社製造本部長 兼 製造統括部長 平成26年 6月 当社製造本部長 兼 製造統括部長 兼 ディスプレイ事業担当(現任) (重要な兼職の状況) ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長	21,650株	(注)4. ご参照

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社の株式数	当社との 特 別 の 利害関係
7	たかの まさはる 高 野 昌 治 (昭和28年7月18日生)	昭和49年 3月 当社入社 平成14年 3月 インドネシア ニッポンセイキ社取締役社長 平成20年 6月 当社執行役員 平成23年 6月 当社取締役 平成25年 1月 当社常務取締役(現任) 平成26年 4月 当社営業本部副本部長 兼 営業統括部長 平成27年 4月 当社営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) ベトナム・ニッポンセイキ社会長 浙江日精儀器有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長 常州日精儀器有限公司董事長	19,178株	(注)5. ご参照
8	ありさわ さんじ 有 沢 三 治 (昭和17年7月7日生) 新 任 社外取締役 独立役員	昭和47年 9月 モービル石油(株)入社 昭和48年11月 三菱油化(株)入社 昭和61年 4月 (株)有沢製作所入社 昭和62年 7月 同社取締役 平成 7年 6月 同社代表取締役社長 平成15年 6月 同社最高経営執行責任者(CEO)(現任) 平成22年12月 (株)プロテックインターナショナルホールディングス代表取締役社長(現任) 平成22年12月 Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman(現任) 平成26年 6月 (株)有沢製作所代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) (株)有沢製作所代表取締役会長 最高経営執行責任者(CEO) (株)プロテックインターナショナルホールディングス代表取締役社長 Protec Arisawa Europe, S.A. Director and Chairman	0株	(注)6. ご参照

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	当社との 特別の 利害関係
9	さきかわ たかし 咲川 孝 (昭和40年5月22日生) 新任 社外取締役 独立役員	平成 7年 8月 新潟大学経済学部専任講師 平成 8年 3月 青山学院大学大学院国際政治経済学研究科国際経営学専攻博士課程修了、博士(国際経営学) 平成 9年 4月 新潟大学経済学部助教授 平成13年 9月 UCLA(カリフォルニア大学ロサンゼルス校)アンダーソン経営大学院客員研究員 平成18年 4月 新潟大学大学院技術経営研究科技術経営専攻准教授 平成23年11月 新潟大学大学院技術経営研究科技術経営専攻教授(現任)	0株	なし

- (注) 1. 取締役候補者永井正二氏は、下記の特別の利害関係があります。
- エヌエスアドバンテック株式会社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社より資金の借入があります。
 - タイ・ニッポンセイキ社の取締役会長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - 上海日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
 - 香港易初日精有限公司の董事長を兼務しております。
2. 取締役候補者高田博俊氏は、下記の特別の利害関係があります。
- 日精儀器武漢有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - 日精儀器科技(上海)有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - 東莞日精電子有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係及び同社に融資をしております。また、当社は同社に債務保証をしております。
 - 香港日本精機有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。
3. 取締役候補者市橋利晃氏は、ダナンニッポンセイキ社の会長を兼務しております。
4. 取締役候補者中村 朗氏は、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社の取締役会議長を兼務しており、当社は同社と製品・部品の販売及び仕入れ等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
5. 取締役候補者高野昌治氏は、下記の特別の利害関係があります。
- ベトナム・ニッポンセイキ社の会長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - 浙江日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。また、当社は同社に融資をしております。
 - 台湾日精儀器股份有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。
 - 常州日精儀器有限公司の董事長を兼務しており、当社は同社と製品の販売等の取引関係があります。

6. 取締役候補者有沢三治氏は、株式会社有沢製作所の代表取締役会長及び最高経営執行責任者(CEO)を兼務しており、当社は同社と部品の仕入れの取引関係があります。
7. 取締役候補者有沢三治、咲川 孝の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は両氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
8. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
有沢三治氏につきましては、株式会社有沢製作所の代表取締役会長及び長年にわたり最高経営執行責任者(CEO)を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
咲川 孝氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり国際経営学を専門に研究しており、経営に関する専門家としての知識・経験等を有していることから、社外取締役の職務の適切な遂行が可能であり、社外取締役として選任をお願いするものであります。
9. 当社は、社外取締役候補者である有沢三治、咲川 孝の両氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認決議されることを条件といたします。
なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
 - a. 社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - b. 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 3 号議案 監査役2名選任の件

監査役 櫻井陽一、宮島道明の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	みやじま みちあき 宮 島 道 明 (昭和25年2月25日生) 社外監査役 独 立 役 員	昭和55年12月 監査法人太田哲三事務所(現 新日本有限責任監査法人)入所 昭和58年 8月 公認会計士登録 平成 3年 5月 太田昭和監査法人社員就任 平成11年 5月 新日本監査法人代表社員就任 平成22年 9月 宮島道明公認会計士事務所開設(現任) 平成23年 6月 当社監査役(現任)	3,000株	な し

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数	当 社 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	さい き えつ お 齊 木 悦 男 (昭和25年10月9日生) 新 任 社外監査役 独 立 役 員	昭和54年 4月 弁護士登録 昭和54年 4月 坂井熙一法律事務所入所 昭和58年 4月 坂井・斉木法律事務所開設 平成14年 4月 新潟大学法学部講師客員教授 平成15年 4月 新潟地方裁判所及び新潟簡易裁判所民事調停委員(現任) 平成16年 4月 新潟大学大学院実務法学研究科講師就任 平成21年 5月 あさひ新潟法律事務所開設代表(現任)	0株	な し

- (注) 1. 監査役候補者宮島道明、斉木悦男の両氏は、社外監査役候補者であります。
 なお、当社は宮島道明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、斉木悦男氏につきましても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
2. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
 宮島道明氏につきましては、当社の社外監査役を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
 斉木悦男氏につきましては、当社の独立委員会委員を4年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 宮島道明氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、社外監査役候補者である宮島道明、斉木悦男の両氏の選任が承認された場合、期待された役割を十分に発揮できるよう両氏と責任限定契約を締結する予定であります。ただし、第1号議案定款一部変更の件が承認可決されることを条件といたします。
 なお、その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- a. 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- b. 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第 4 号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会において、年額4億8千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）としてご承認いただき今日に至っておりますが、執行役員制度の拡充に伴う取締役員数の減少、及び経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役分は年額5千万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まないものといたします。

また、取締役の員数は、第2号議案取締役9名選任の件をご承認いただきますと、9名（うち社外取締役2名）になります。

第 5 号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬等の額及び内容変更の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会において年額4億8千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）としてご承認いただき、平成23年6月28日開催の第66回定時株主総会において当該報酬等の額の範囲内で当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認いただいております。

執行役員制度の拡充に伴う取締役員数の減少により、第4号議案取締役の報酬額改定の件が承認可決され、取締役の報酬額を年額4億円以内に改定されることを条件として、改定後の当該報酬等の額の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をいただきたいと存じます。

なお、株式報酬型ストックオプションの対象となる取締役の員数は、第2号議案取締役9名選任の件をご承認いただきますと、社外取締役を除く7名になります。

また、報酬等の額の改定及び執行役員制度の拡充に伴い、新株予約権の内容を次のとおり変更させていただきたいと存じます。

(下線は変更部分を示します)

現行の内容	変更案
(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式75,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。 ～以下省略～ (2) 新株予約権の総数 750個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。 (3)～(6) (条文省略) (7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。	(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。 ～以下省略～ (2) 新株予約権の総数 500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。 (3)～(6) (現行どおり) (7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(ご参考)

1. 新株予約権の内容(変更後)

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

- (2) 新株予約権の総数
500個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。
 - (3) 新株予約権の払込金額
各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会が定めるものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。
 - (8) その他の新株予約権の内容
上記(1)から(7)までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。
- 2. 上記により、当社の取締役会が定める執行役員に対しても同様の株式報酬型ストックオプション制度を導入したいと存じます。
 - 3. 既発行のストックオプションについても、上記と同様に、新株予約権の行使条件を変更いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く経済環境は、中国・インド・ブラジル等においては成長ペースが鈍化、タイでは政情不安と政府の新車購入優遇措置打ち切りの影響が長引き内需の低迷が続く等、弱い部分が見られましたが、米国の景気回復基調の継続に支えられ総じて堅調に推移しました。

また、日本経済は、政府の経済・金融政策を背景とした円高の是正により、輸出関連企業を中心に雇用・所得環境の改善が見られたものの、消費税増税による個人消費の低迷の影響が長期化し先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況において、当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる企業体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「ものづくり総合力」(コスト・技術・物流・サービス)の強化と同時に、営業・設計・経営管理など、あらゆる面でのグローバル化を目指し、変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう「経営のグローバル化」を推進してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、海外の大規模市場・成長市場を中心に、シェアの拡大を図るべく、生産体制の拡充及び設計の一貫体制確立によりものづくり基盤を強化するとともに、国内においては生産・開発体制の整備によりマザー機能の拡充を図ってまいりました。

具体的には、米国の「エヌ・エス・インターナショナル社」では、自動車メーカー各社の設計及び購買機能が集約するデトロイトで顧客満足を高め競争力を強化するため、エンジニアの増員を図り、2014年9月に新拠点が本格稼働いたしました。同社は試験・試作機能を保有することで、北米で設計開発プロセスを完結できる体制の構築を進めております。さらに、欧州の「ニッポンセイキヨーロッパ社」のミュンヘン拠点では、北米同様にエンジニアの増員を図り、主にソフトウェア開発の設計能力強化に取り組んでおります。

このように、北米及び欧州の設計開発機能を強化することで、現地における顧客ニーズを踏まえた開発と製品化をいち早く実現し、世界シェア拡大を図ってまいります。

国内においては、2014年10月、本社敷地内に新実験棟が竣工、11月から本格稼働いたしました。グローバルでの競争に打ち勝つため、マザーテストラボとしての機能を強化し、試験能力の向上と、当社グループ会社の試験の支援、及び試験技術の共有化を図ってまいります。

様々な環境下で品質を維持するため、近年要求がさらに厳しくなっている電波ノイズ評価装置などを整備し、試験機能を拡充するとともに、今後の高度化、複雑化する試験要求にも対応し、より一層お客様に信頼していただける製品の開発を進めてまいります。

このように、当社グループは、大規模市場では積極的な拠点機能の強化を行いつつ、成長市場では生産能力を増強し、自動車及び汎用計器事業において一層の競争力強化を図ってまいります。

各事業別セグメントの販売の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業は、北米市場が好調であった四輪車用計器が増加し、売上高1,744億3千万円（前期比3.9%増）となりました。

民生機器事業は、O A ・情報機器操作パネル等が増加し、売上高135億5千万円（前期比3.1%増）となりました。

自動車販売事業は、自動車メーカーの新型車発売の延期や消費税増税の駆け込み需要の反動により、売上高226億1千万円（前期比4.8%減）となりました。

その他事業は、ソフトウェア・O A 機器販売及び樹脂材料販売等が増加し、売上高163億4千万円（前期比6.1%増）となりました。

以上の結果、当期の連結決算の売上高は、2,269億5千万円（前期比3.1%増）となりました。利益につきましては、経常利益は236億1千万円（前期比2.6%増）、当期純利益は144億6千万円（前期比4.0%増）となりました。

事業別	売上高
自動車及び汎用計器事業	1,744億3千万円
民生機器事業	135億5千万円
自動車販売事業	226億1千万円
その他事業	163億4千万円

また、当社部門別の販売の状況は次のとおりであります。

自動車及び汎用計器部門は、四輪車用計器は現地調達化による海外現地法人向け部品輸出の減少等により売上高653億7千万円（前期比5.0%減）、二輪車用計器は売上高150億8千万円（前期比1.0%増）、汎用計器は建設機械向け等の減少により売上高80億3千万円（前期比3.4%減）となりました。

以上、自動車及び汎用計器部門全体としては、売上高884億9千万円（前期比3.9%減）となりました。

民生機器部門は、国内向けＯＡ・情報機器操作パネルの低迷により売上高87億9千万円（前期比4.3%減）となりました。

その他部門は、売上高70億9千万円（前期比9.6%増）となりました。

以上の結果、当期の単独決算の売上高は1,043億7千万円（前期比3.1%減）となりました。利益につきましては、経常利益は111億円（前期比0.5%増）、当期純利益は74億3千万円（前期比12.9%増）となりました。

部 門 別	売 上 高
自動車及び汎用計器部門	884億9千万円
民 生 機 器 部 門	87億9千万円
そ の 他 部 門	70億9千万円

当期の期末配当金につきましては、株主各位への継続的な配当を基本に、業績及び配当性向等を勘案し、平成27年5月15日開催の取締役会決議により、1株につき普通配当18円（中間配当金15円を含め、年間配当金33円）とさせていただきました。

(2) 設備投資の状況

当期において当社グループは、生産能力拡大及び設備更新等、総額120億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(8) 対処すべき課題

今後の世界経済につきましては、堅調な米国経済及びユーロ圏並びにタイ等の新興国で回復が見込まれるものの、中国・ブラジル経済の先行き不透明感もあり予断を許さない状況が続いております。

このような状況下において、国内市場の縮小が続く中、海外においては従来の日系メーカーとの競合に加え現地サプライヤーとのコスト競争の激化、さらにはメガサプライヤーの攻勢・異業種からの参入等、当社を取り巻く経営環境はますます厳しくなっていくものと思われます。

このような変化が速く激しい世界経済にあって、当社グループはグローバルマーケットにおけるシェア拡大及び製品の高付加価値化を実現すべく、「ものづくり総合力」の強化に引き続き取り組んでまいります。具体的には中期経営方針を実現することにより、変化に柔軟かつ迅速に対応、グループ全体の総合力を発揮し、持続的な成長と利益を創出していける企業体制「経営のグローバル化」を強力に推進してまいります。

<中期経営方針>

- ① 人材育成 ……………あるべき社員像とその育成方法確立
- ② 品質改革 ……………グローバルでの設計/生産品質を保証する横断的な仕組み強化
- ③ 技術の進化 ……………戦略的な次世代技術の開発と事業化推進
- ④ ものづくり革新 ……新しい工場コンセプト構築と生産性向上
- ⑤ コスト競争力強化 ……事業戦略に基づく事業拡大と収益力強化
- ⑥ システム構築 ………IT活用による経営意思決定支援とプロセス効率化

当社は、自動車用計器に係る競合他社とのカルテル事件に関して、平成24年8月に米国司法省と司法取引契約を締結し、その後、刑事手続きが終了いたしました。当社は、今後も、競争法コンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止策の徹底を図るとともに、信頼回復に努めてまいります。

今後とも株主の皆様のご理解とより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (平成23年4月から 平成24年3月まで)	第68期 (平成24年4月から 平成25年3月まで)	第69期 (平成25年4月から 平成26年3月まで)	第70期(当連結会計年度) (平成26年4月から 平成27年3月まで)
売 上 高	175,981百万円	191,021百万円	220,144百万円	226,956百万円
経 常 利 益	14,866百万円	15,611百万円	23,029百万円	23,619百万円
当 期 純 利 益	7,409百万円	8,231百万円	13,908百万円	14,467百万円
1株当たり当期純利益	129.33円	143.69円	242.79円	252.60円
総 資 産	207,632百万円	231,990百万円	263,132百万円	299,132百万円
純 資 産	96,243百万円	115,873百万円	139,256百万円	170,663百万円
1株当たり純資産	1,588.78円	1,905.58円	2,278.25円	2,794.24円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第70期 期中平均株式数 57,275,028株
第69期 期中平均株式数 57,285,266株
第68期 期中平均株式数 57,284,482株
第67期 期中平均株式数 57,288,957株

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (平成23年4月から 平成24年3月まで)	第68期 (平成24年4月から 平成25年3月まで)	第69期 (平成25年4月から 平成26年3月まで)	第70期(当期) (平成26年4月から 平成27年3月まで)
売 上 高	94,316百万円	99,613百万円	107,699百万円	104,376百万円
経 常 利 益	8,399百万円	11,735百万円	11,049百万円	11,107百万円
当 期 純 利 益	4,330百万円	6,880百万円	6,585百万円	7,437百万円
1株当たり当期純利益	75.58円	120.11円	114.97円	129.86円
総 資 産	162,736百万円	172,836百万円	183,316百万円	194,437百万円
純 資 産	65,896百万円	72,866百万円	78,531百万円	85,896百万円
1株当たり純資産	1,150.01円	1,271.39円	1,370.23円	1,498.69円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 第70期 期中平均株式数 57,275,028株
第69期 期中平均株式数 57,285,266株
第68期 期中平均株式数 57,284,482株
第67期 期中平均株式数 57,288,957株

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
エヌエスアドバンテック株式会社	161百万円	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造、樹脂成型、合成樹脂材料着色・販売
エヌエスエレクトロニクス株式会社	91百万円	100.0%	四輪車用計器類の電装部品・家電機器用リモコン製造
N S ウ エ ス ト 株式会社	300百万円	100.0%	四輪車用計器類製造販売
株式会社 NS・コンピュータサービス	323百万円	100.0%	ソフトウェア開発・販売、OA機器販売、受託計算
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	100百万円	100.0%	貨物運送、広告・宣伝
株式会社 ホンダ四輪販売長岡	130百万円	100.0%	自動車販売
新 潟 マ ツ ダ 自動車 株式会社	100百万円	100.0%	自動車販売
株式会社 マツダモビリティ新潟	10百万円	100.0%	レンタカー事業 カーシェアリング事業
株式会社 カーステーション新潟	10百万円	100.0%	自動車販売
ユーケーエヌ・エス・アイ社	12,761千STG£	100.0%	二輪・四輪車用計器類製造
ニッポンセイキヨーロッパ社	350千€	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニューサバイナインダストリーズ社	12,700千US\$	100.0%	四輪車用計器類製造販売
エヌ・エス・インターナショナル社	480千US\$	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	259,175千MXN	100.0%	四輪車用計器類電装部品製造
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	249,500千MXN	100.0%	四輪車用計器類樹脂部品製造販売
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	1,200千MXN	100.0%	二輪・四輪車用計器類販売
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	60,032千BRL	100.0%	二輪車用計器類製造販売
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	17,200千BRL	100.0%	四輪車用計器類製造販売

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイ - ニッポンセイキ社	406,500千BAHT	69.9%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
タイ マット エヌエス社	100,000千BAHT	83.5%	合成樹脂材料 着色・販売
ニッポンセイキ・コンシューマ・ プロダクツ (タイ) 社	230,000千BAHT	80.0%	OA機器用コントロー パネル・空調機器用 リモコン製
インドネシア ニッポンセイキ社	4,500千US\$	70.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
ベトナム・ニッポンセイキ社	7,000千US\$	70.0%	二輪車用計器類 製造販売
ダナンニッポンセイキ社	1,000千US\$	100.0%	ソフトウェア開発
エヌエス インストルメンツ インディア社	1,380,000千Rs	100.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
香港日本精機有限公司	24,977千HK\$	100.0%	OA機器用コントロー パネル・空調機器用 リモコン販売
東莞日精電子有限公司	3,330千US\$	100.0%	OA機器用コントロー パネル・空調機器用 リモコン製
上海日精儀器有限公司	10,000千US\$	80.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
日精儀器武漢有限公司	131,900千元	75.0%	四輪車用 計器類製造
日精儀器科技(上海)有限公司	1,500千US\$	91.0%	二輪・四輪車用 計器類販売
台湾日精儀器股份有限公司	100,000千NT\$	80.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
常州日精儀器有限公司	5,200千US\$	100.0%	二輪・四輪車用 計器類製造販売
日精工程塑料(南通)有限公司	8,000千US\$	100.0%	合成樹脂材料 着色・販売
浙江日精儀器有限公司	87,000千元	100.0%	二輪車用計器類 製造販売

(注) 出資比率には間接所有を含めております。

③企業結合の経過

1. ニッポンセイキ・ド・ブラジル社は、平成26年7月23日付で利益剰余金の資本組入れにより、資本金が増加しております。
2. 浙江日精儀器有限公司は、平成27年2月19日開催の当社取締役会において解散決議が行われ、平成27年4月7日付で政府機関の承認を受理いたしました。

④企業結合の成果

当社の連結子会社は34社であります。

当連結会計年度の売上高は、2,269億5千万円と前連結会計年度に比し、68億1千万円（3.1％）の増収となりました。また当期純利益は、144億6千万円と前連結会計年度に比し、5億5千万円（4.0％）の増益となりました。

(11) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは次の製品の製造、販売等を行っております。

事業	主要製品
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサー
民生機器事業	ＯＡ・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、ＦＡ・アミューズメントユニットＡＳＳＹ、高密度実装基板ＥＭＳ
自動車販売事業	新車・中古車の販売、車検・整備等のサービス
その他事業	液晶表示素子・モジュール、有機ＥＬ表示素子・モジュール、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売、その他

(12) 主要な支店、営業所、工場及び研究所（平成27年3月31日現在）

①当社の主要な支店、営業所、工場及び研究所

名 称	所 在 地
本 社	新 潟 県 長 岡 市
香 港 支 店	中 国 香 港
宇 都 宮 営 業 所	栃 木 県 宇 都 宮 市
東 京 営 業 所	東 京 都 台 東 区
浜 松 営 業 所	静 岡 県 浜 松 市
名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 安 城 市
鈴 鹿 営 業 所	三 重 県 鈴 鹿 市
大 阪 営 業 所	大 阪 市 淀 川 区
水 島 営 業 所	岡 山 県 倉 敷 市
熊 本 営 業 所	熊 本 県 菊 池 市
深 圳 代 表 処	中 国 広 東 省
本 社 工 場	新 潟 県 長 岡 市
高 見 事 業 所	新 潟 県 長 岡 市
N S テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	新 潟 県 長 岡 市
東 京 テ ク ニ カ ル セ ン タ ー	東 京 都 台 東 区
R & D セ ン タ ー	新 潟 県 長 岡 市

②子会社の事業所

名 称	主 要 拠 点
エヌエスアドバンテック株式会社	新 潟 県 小 千 谷 市
エヌエスエレクトロニクス株式会社	新 潟 県 長 岡 市
N S ウ ェ ス ト 株式会社	広 島 県 庄 原 市
株式会社 N S ・ コンピュータサービス	新 潟 県 長 岡 市
日 精 サ ー ビ ス 株式会社	新 潟 県 長 岡 市
株式会社 ホ ン ダ 四 輪 販 売 長 岡	新 潟 県 長 岡 市
新 潟 マ ッ ダ 自 動 車 株式会社	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 マ ッ ダ モ ビ リ テ ィ 新 潟	新 潟 県 新 潟 市
株式会社 カ ー ス テ ー シ ョ ン 新 潟	新 潟 県 長 岡 市

名 称	主 要 拠 点
ユーケーエヌ・エス・アイ社	英 国 ウースターシャー州
ニッポンセイキヨーロッパ社	オ ラ ン ダ アムステルダム市
ニューサバイナインダストリーズ社	米 国 オ ハ イ オ 州
エヌ・エス・インターナショナル社	米 国 ミ シ ガ ン 州
ニッポンセイキ・デ・メヒコ社	メ キ シ コ ヌエボレオン州
ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社	メ キ シ コ ヌエボレオン州
ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社	メ キ シ コ ヌエボレオン州
ニッポンセイキ・ド・ブラジル社	ブ ラ ジ ル アマゾナス州
エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社	ブ ラ ジ ル サンパウロ州
タイ - ニッポンセイキ社	タ イ 王 国 チョンブリ県
タイ マット エヌエス社	タ イ 王 国 チョンブリ県
ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ (タイ) 社	タ イ 王 国 チョンブリ県
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア バンテン州
ベトナム・ニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム ハ ノ イ 市
ダナンニッポンセイキ社	ベ ト ナ ム ダ ナ ン 市
エヌエス インストルメンツ インディア社	イ ン ド アーンドラ・プラデーシュ州
香 港 日 本 精 機 有 限 公 司	中 国 香 港
東 莞 日 精 電 子 有 限 公 司	中 国 広 東 省
上 海 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国 上 海 市
日 精 儀 器 武 漢 有 限 公 司	中 国 湖 北 省
日 精 儀 器 科 技 (上 海) 有 限 公 司	中 国 上 海 市
台 湾 日 精 儀 器 股 份 有 限 公 司	台 湾 基 隆 市
常 州 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省
日 精 工 程 塑 料 (南 通) 有 限 公 司	中 国 江 蘇 省
浙 江 日 精 儀 器 有 限 公 司	中 国 浙 江 省

(13) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
13,641名	422名増

②当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
男性	1,313名	27名減	42才6カ月	18年6カ月
女性	401名	13名減	44才5カ月	21年3カ月
合計または平均	1,714名	40名減	43才0カ月	19年2カ月

（注）従業員数には、出向者・臨時従業員・パート及び嘱託等の計219名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社 三菱東京UFJ銀行	13,200百万円
株式会社 第四銀行	12,750百万円
株式会社 りそな銀行	8,350百万円
株式会社 大光銀行	6,500百万円
三井住友信託銀行株式会社	6,300百万円

(15) その他の記載事項

平成24年8月に米国司法省と締結した司法取引契約に関連して、米国等において損害賠償を求める民事訴訟が提起されていましたが、平成26年4月、米国の原告である直接購入者との間で和解に合意しました。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 220,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 60,907,599株（自己株式3,637,650株を含む）
- (3) 株 主 数 2,413名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	3,753千株	6.55%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	3,036千株	5.30%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	2,149千株	3.75%
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,871千株	3.27%
NORTHERN TRUST CO. (A VFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	1,785千株	3.12%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,779千株	3.11%
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	1,748千株	3.05%
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,568千株	2.74%
日 本 精 機 株 式 会 社 従 業 員 持 株 会 社	1,401千株	2.45%
ヤ マ ハ 発 動 機 株 式 会 社	1,217千株	2.13%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（3,637,650株）を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式3,637千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	日本精機株式会社第1回新株予約権
新株予約権の割当日	平成23年7月19日
新株予約権の数	166個
保有人数 当社取締役	10名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 16,600株
新株予約権の払込金額	1株当たり 921.83円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成23年7月20日から平成53年7月19日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月20日以降においては新株予約権を行使することができる。

名 称	日本精機株式会社第2回新株予約権
新株予約権の割当日	平成24年7月19日
新株予約権の数	215個
保有人数 当社取締役	10名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 21,500株
新株予約権の払込金額	1株当たり 730.56円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成24年7月20日から平成54年7月19日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができる。

名 称	日本精機株式会社第3回新株予約権
新株予約権の割当日	平成25年7月18日
新株予約権の数	132個
保有人数 当社取締役	12名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 13,200株
新株予約権の払込金額	1株当たり 1,387.43円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日から平成55年7月18日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成54年7月19日以降においては新株予約権を行使することができる。

名 称	日本精機株式会社第4回新株予約権
新株予約権の割当日	平成26年7月17日
新株予約権の数	122個
保有人数 当社取締役	15名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 12,200株
新株予約権の払込金額	1株当たり 1,854.37円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月18日から平成56年7月17日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成55年7月18日以降においては新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	永井 正二	エヌエスアドバンテック株式会社取締役会長 タイ-ニッポンセイキ社取締役会長 上海日精儀器有限公司董事長 香港易初日精有限公司董事長
代表取締役社長	高田 博俊	営業本部長 日精儀器武漢有限公司董事長 日精儀器科技(上海)有限公司董事長 東莞日精電子有限公司董事長 香港日本精機有限公司董事長
専務取締役	大川 信	事業企画本部長 兼 購買本部長
常務取締役	五十嵐竹善	経営管理本部長 兼 自動車販売事業担当
常務取締役	鈴木 淳一	品質保証本部長
常務取締役	市橋 利晃	技術本部長 兼 知的財産担当 ダナンニッポンセイキ社会長
常務取締役	中村 朗	製造本部長 兼 製造統括部長 兼 ディスプレイ事業担当 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長
常務取締役	高野 昌治	営業本部副本部長 兼 営業統括部長 ベトナム・ニッポンセイキ社会長 浙江日精儀器有限公司董事長 台湾日精儀器股份有限公司董事長 常州日精儀器有限公司董事長
常務取締役	佐藤 浩一	技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネジャー
常務取締役	佐藤 守人	生産技術本部長
取締役	坂詰 政美	ディスプレイ事業部長
取締役	増間 勝則	民生事業部長
取締役	平田 祐二	上海日精儀器有限公司総経理
取締役	遠藤 純一	経営管理本部人事部ゼネラルマネジャー
取締役	松井 輝幸	エヌ・エス・インターナショナル社取締役社長 ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社取締役社長
※取締役	小和田 衛	営業本部営業統括部副統括部長
※取締役	大滝 春彦	購買本部購買統括部長 兼 購買部ゼネラルマネジャー 兼 調達部ゼネラルマネジャー

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	駒形 隆	
常 勤 監 査 役	浅野 雅夫	
監 査 役	櫻井 陽一	弁護士
監 査 役	宮島 道明	公認会計士

- (注) 1. 監査役 櫻井陽一、宮島道明の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 宮島道明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査役 櫻井陽一、宮島道明の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. ※印は、平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会で新たに選任され就任した取締役であります。
5. 当期中に任期満了により退任した取締役は次のとおりであります。
綾田 陽一（平成26年6月26日退任）
6. 平成27年4月1日付にて、下記の異動がありました。
- | | | |
|---------|-------|------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 高田 博俊 | |
| 専務取締役 | 大川 信 | 事業企画本部長 兼 購買本部管掌 |
| 常務取締役 | 五十嵐竹善 | 事業企画本部副本部長 |
| 常務取締役 | 高野 昌治 | 営業本部長 |
| 常務取締役 | 佐藤 浩一 | 技術本部副本部長 兼 車載設計統括部長 |
| 取締役 | 遠藤 純一 | 事業企画本部総務統括部長 兼 人事・総務部
ゼネラルマネジャー |
| 取締役 | 小和田 衛 | 営業本部営業統括部長 |
| 取締役 | 大滝 春彦 | 購買本部長 兼 購買部ゼネラルマネジャー |
7. 当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外取締役を置くことが相当でないと判断した理由は、当社の社外取締役には、当社の掲げる「経営のグローバル化」（国内外のグループ会社の分業と連携を強化し、どの地域の課題に対しても迅速な事業運営を行える仕組み）を理解いただくとともに、経営を評価する十分な資質・経験等を備えている者が求められるところ、不適格な人材を拙速に社外取締役に選任することは、当社の企業価値の向上にマイナスの影響をおよぼすおそれがあるためです。今般、当社の社外取締役として適格な人材を得ることができたため、第2号議案において社外取締役候補者を含めております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役18名 385百万円
監査役4名 57百万円（うち社外2名 20百万円）

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額4億8千万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。
3. 上記の人員数には、平成26年6月26日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 当社は、平成23年6月28日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し役員退職慰労金を支給しております。
5. 報酬等の総額には当事業年度において費用計上した取締役に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 該当者はありません。

②監査役 櫻井陽一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会23回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はございません。

③監査役 宮島道明

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はございません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会23回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会17回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はございません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 45百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 47百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております)。
2. 当社の重要な子会社の中には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けている海外の子会社があります。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である国際財務報告基準への移行に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則改正を踏まえ、当社が平成27年4月28日開催の取締役会で決議した内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 代表取締役社長から当社グループにおけるコンプライアンスを重視した企業活動を宣言するとともに、このコンプライアンス宣言を全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知を図る。さらに、コンプライアンス行動指針を制定し、コンプライアンス相談・提案制度の概要を含め全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・オフィサーに役付取締役を任命するとともに、当該委員会にて、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握に努め、コンプライアンス違反に関する重要な問題点について審議し、その結果を取締役に報告する。また、各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図る。

(3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できるコンプライアンス相談・提案窓口をコンプライアンス委員会に設け、相談・提案を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることと、係るシステムが、より活発に利用されるよう推進する。

また、弁護士による社外相談窓口を設け、相談・提案を受けた弁護士は、速やかにコンプライアンス委員会へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき関連規程の作成と発行の管理を適切に行い、かつ機密管理規程により機密管理体制を明確にし、その管理体制のもと文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録し、必要により閲覧制限を設定して適切に保存及び管理する。

(2) 係る文書等は、取締役及び監査役が必要により直ちに閲覧できる保存管理体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、当社グループにおけるリスク認識と対応方法の共有化を図る。

- (2) リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント・オフィサーに役付取締役を任命するとともに、当該委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応と当社グループへの展開を図り、継続的改善を推進する。
- (3) 新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、担当部署を定め迅速、適切に対応する。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行する。
 - (2) 更なるスピード経営を目指すために、役付取締役で構成される経営会議を設置し、重要案件を迅速に審議する。
 - (3) 役付取締役で構成する稟議審査会を設置し、重要な投資及び売却・廃棄案件の審査を行う。
 - (4) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を行う。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社事業企画本部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、グループマネジメント会議等を通じて情報の共有化を図るとともに、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう関係部門と連携する。
 - (2) 当社業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施する。その結果を代表取締役社長及び必要に応じて取締役会に報告し、内部統制の改善を行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、当社が定める取締役会規程及び関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的又は随時に関係資料の提出等を求める。
当社は、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その他、必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。
 - (4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社に規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについて、これを子会社に周知することにより、リスク認識と対応方法の共有化を図る。
 - (5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、一定の事項については重要度に応じ、当社（取締役会若しくは当社代表取締役）の承認又は当社への報告を求める。

当社において、定期的又は随時にグループマネジメント会議を開催し、その中で子会社と問題を共有することによって、子会社の経営課題の解決に努める。

- (6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ共通のコンプライアンス行動指針及び企業倫理に基づき、子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款に適合し、社会的な要請にこたえる事業活動に努める体制を構築する。

当社は、子会社に法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るためにコンプライアンス相談・提案制度の設置を求めるとともに、当社の相談窓口及び弁護士による社外相談窓口も併せて利用できる体制を構築する。

当社は、子会社の業務全般について業務監査室が監査できる体制を構築し、その指摘事項を子会社に遵守させる。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1) 監査役の監査業務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。
- (2) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用人の人事異動、評価等の人事に関する事項については事前に監査役の承諾を得て行う。
7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社及び子会社に重大な法令、定款違反や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、これを直ちに当社監査役に報告する。
- (2) 当社及び子会社の内部監査部門は監査の結果を適時に当社監査役に報告する。
- (3) 当社及び子会社の内部通報担当者は内部通報を受け付けた場合、速やかに当社監査役に報告する。
- (4) 当社業務監査室、法務部門、人事部門、企画部門等は定期的又は随時に、監査役に対する報告会を実施し、当社及び子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理の現状を報告する。
- (5) 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに適切な報告を行う。
8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として解雇したり人事異動や評価等について不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表取締役は、監査役と定期的に重要課題の意見・情報の交換を行う。
 - (2) 監査役は、会計監査人及び業務監査室と定期的又は随時に監査情報の共有化と相互活用のための意見・情報の交換を行う。
 - (3) 取締役及び使用人は監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。
12. 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組む。
 - (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備する。
 - ①対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況
法務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応する。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。
 - ②外部の専門機関との連携状況
所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携して、反社会的勢力を排除する体制を整備する。また、新潟県企業対象暴力対策協議会に所属して、その指導を受けるとともに情報の共有化を図る。
 - ③反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
法務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかを確認する。

④反社会的勢力排除に関する規程の整備状況

当社は、反社会的勢力遮断規程を定め、反社会的勢力との関係を一切遮断し、当社が社会から更に信頼される企業となる体制を構築する。

⑤研修活動の実施状況

法務部は、当社及びグループ各社に反社会的勢力排除に向けた啓発活動を行う。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

【1】当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。また、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであり、国内外に様々な株主の皆様を有する当社としては、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式(以下、「支配株式」といいます。)の取得行為が行われるに際して、株主の皆様十分に情報が提供される等、その適切な判断がなされる環境を整えることが大切であると考えております。

しかしながら、当社支配株式の取得行為の中には、株主の皆様に対して事前に当該支配株式の取得行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が当該支配株式の取得行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様のものも想定されます。

当社は、上記のように、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様の当社支配株式の取得は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、かかる考え方をもって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

【2】基本方針の実現に向けた当社の取組みの内容の概要

当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させるための取組みとして、経営ビジョン「NEMS 433」の実行に取り組むとともに、当社株券等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主の皆様や投資者に適切に開示がなされるように取り組んでおります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある大量買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記【1】の基本方針の実現に資するものであると考えております。

【3】基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、経営ビジョン「NEMS 433」に加えて、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につき、当社の株主の皆様が十分な情報を得た上で適切な判断をするために必要な情報提供がなされることを確保するための手続として、本TKKルールを定めることといたしました。

具体的には、当社株券等の大量買付行為がなされ、又はなされようとする場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当該大量買付行為について、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、評価及び検討等を行い、その結果を基にした独立委員会としての意見を、株主の皆様の開示することといたしております。

なお、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を発動する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当については、株主の皆様に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、安定的な経営基盤を維持し、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、グローバル事業展開に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化のために必要な内部留保を確保しつつ、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

本TKKルールの有効期限は、平成27年6月30日までとなっております。当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、本TKKルールを継続しない（廃止する）ことを決議しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	213,859	流動負債	108,782
現金及び預金	123,591	支払手形及び買掛金	30,655
受取手形及び売掛金	40,997	短期借入金	58,361
有価証券	300	リース債務	120
たな卸資産	38,438	未払法人税等	3,188
繰延税金資産	3,443	賞与引当金	1,913
未収入金	6,304	製品補償損失引当金	342
その他の他	1,013	受注損失引当金	4
貸倒引当金	△230	訴訟損失引当金	928
固定資産	85,273	関係会社整理損失引当金	162
有形固定資産	55,429	その他の他	13,104
建物及び構築物	16,125	固定負債	19,687
機械装置及び運搬具	15,738	長期借入金	13,000
工具、器具及び備品	5,195	リース債務	191
土地	16,103	繰延税金負債	3,259
リース資産	398	退職給付に係る負債	2,766
建設仮勘定	1,867	役員退職慰労引当金	206
無形固定資産	3,647	資産除去債務	65
のれん	89	その他の他	198
その他の他	3,558	負債合計	128,469
投資その他の資産	26,196	純資産の部	
投資有価証券	23,095	株主資本	127,887
長期貸付金	1,086	資本金	14,494
繰延税金資産	872	資本剰余金	6,476
その他の他	1,153	利益剰余金	113,218
貸倒引当金	△10	自己株式	△6,302
		その他の包括利益累計額	32,138
		その他有価証券評価差額金	6,540
		為替換算調整勘定	25,710
		退職給付に係る調整累計額	△112
		新株予約権	66
		少数株主持分	10,570
資産合計	299,132	純資産合計	170,663
		負債純資産合計	299,132

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		226,956
売上原価		181,176
売上総利益		45,779
販売費及び一般管理費		29,343
営業利益		16,436
営業外収益		7,703
受取利息及び配当金	1,599	
為替差益	5,516	
その他	587	
営業外費用		
支払利息	321	519
訴訟損失引当金繰入額	132	
その他	65	
経常利益		23,619
特別利益		483
固定資産売却益	37	
特別損失		
固定資産処分損失	85	
減損損失	252	
関係会社整理損失引当金繰入額	144	483
その他	0	
税金等調整前当期純利益		23,174
法人税、住民税及び事業税	7,773	7,629
法人税等調整額	△144	
少数株主損益調整前当期純利益		15,544
少数株主利益		1,077
当期純利益		14,467

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,494	6,479	100,573	△6,283	115,263
会計方針の変更による 累積的影響額			54		54
会計方針の変更を反映 した当期首残高	14,494	6,479	100,627	△6,283	115,317
当期変動額					
剰余金の配当			△1,832		△1,832
当期純利益			14,467		14,467
連結範囲の変動			△13		△13
従業員奨励福利基金			△30		△30
自己株式の取得				△24	△24
自己株式の処分		△2		5	3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△2	12,591	△18	12,569
当期末残高	14,494	6,476	113,218	△6,302	127,887

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計			
当期首残高	4,811	10,518	△100	15,229	47	8,716	139,256
会計方針の変更による 累積的影響額							54
会計方針の変更を反映 した当期首残高	4,811	10,518	△100	15,229	47	8,716	139,311
当期変動額							
剰余金の配当							△1,832
当期純利益							14,467
連結範囲の変動							△13
従業員奨励福利基金							△30
自己株式の取得							△24
自己株式の処分							3
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,728	15,191	△11	16,908	18	1,854	18,782
当期変動額合計	1,728	15,191	△11	16,908	18	1,854	31,351
当期末残高	6,540	25,710	△112	32,138	66	10,570	170,663

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

34社

主要な連結子会社の名称

エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、NSウエスト(株)、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、新潟マツダ自動車(株)、(株)マツダモビリティ新潟、(株)カーステーション新潟、ユークーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ (タイ) 社、インドネシアニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、ダナンニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技(上海)有限公司、浙江日精儀器有限公司

なお、ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社とダナンニッポンセイキ社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

日精給食(株)、エヌエス インストルメンツ インディア社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

日精給食(株)、エヌエス インスツルメンツ インディア社、ジェイエヌエス インスツルメンツ社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社2社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

該当事項はありません。

(5) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、ニッセイ・ディスプレイ・メヒコ社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ・ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ（タイ）社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技(上海)有限公司及び浙江日精儀器有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末と連結決算日は一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

計器類の製品・仕掛品……………総平均法

その他の製品・仕掛品……………個別法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……主として定率法

(リース資産を除く)

無形固定資産……主として定額法

(リース資産を除く)

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品補償損失引当金……顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

受注損失引当金……受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

訴訟損失引当金……訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込み額を計上しております。

関係会社整理損失引当金……関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当該損失負担見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

②のれんの償却に関する事項

5年間で均等償却しております。

③退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(会計基準等の改正に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が83百万円減少し、利益剰余金が54百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はいずれも軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物 446百万円

上記のほかに、建物8百万円、土地153百万円を取引保証の担保に差入れています。

(2) 担保に係る債務

短期借入金 580百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 105,720百万円

3. 国庫補助金の受入により、有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

建物及び構築物 40百万円

機械装置及び運搬具 214百万円

工具、器具及び備品 16百万円

計 271百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	60,907,599株	—	—	60,907,599株

2. 剰余金の配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	973百万円	17.0円	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	859百万円	15.0円	平成26年9月30日	平成26年12月10日

当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金 の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,030百万円	18.0円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間が到来していないものを除く)の目的となる株式の数

普通株式 63,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。また、主に取引先企業等に対し短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	123,591	123,591	—
(2) 受取手形及び売掛金	40,997		
貸倒引当金	△230		
	40,767	40,761	△5
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	300	300	—
その他有価証券	18,345	18,345	—
資産合計	183,005	182,999	△5
(4) 支払手形及び買掛金	(30,655)	(30,655)	—
(5) 短期借入金	(53,811)	(53,811)	—
(6) 長期借入金※	(17,550)	(17,499)	△50
負債合計	(102,017)	(101,967)	△50

※1年以内返済予定分を含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券は満期保有目的の債券及びその他有価証券として保有しており、これらに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	16,940	7,328	9,611
その他	1,210	1,035	175
小計	18,151	8,364	9,786
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	194	246	△52
小計	194	246	△52
合計	18,345	8,611	9,734

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,749百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	123,591	—
受取手形及び売掛金	40,343	654
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	300	—
合計	164,234	654

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	4,550	4,550	4,300	2,800	1,350	—

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たりの純資産額 2,794円24銭
- 1 株当たりの当期純利益 252円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	80,276	流動負債	93,311
現金及び預金	19,617	支払手形	752
受取手形	496	買掛金	17,044
電子記録債権	2,923	短期借入金	60,476
売掛金	30,137	1年内返済予定の長期借入金	4,550
有価証券	300	リース債務	7
製品	3,638	未払金	3,566
原材料	2,310	未払法人税等	1,475
仕掛品	3,067	未払費用	2,738
貯蔵品	283	前受金	0
前払費用	71	賞与引当金	865
繰延税金資産	1,396	製品補償損失引当金	136
短期貸付金	12,462	訴訟損失引当金	928
未収入金	3,816	預り金	312
その他の当金	19	設備関係支払手形	458
貸倒引当金	△263	固定負債	15,229
固定資産	114,161	長期借入金	13,000
有形固定資産	14,769	リース債務	12
建物	3,633	繰延税金負債	720
構築物	124	退職給付引当金	1,303
機械及び装置	1,828	その他の	193
車両運搬具	30	負債合計	108,541
工具、器具及び備品	1,668	純資産の部	
土地	7,284	株主資本	79,330
建物	18	資本金	14,494
建設仮勘定	178	資本剰余金	6,476
無形固定資産	1,960	資本準備金	6,214
ソフトウェア	1,690	その他の資本剰余金	261
ソフトウェア仮勘定	269	利益剰余金	64,661
その他の当金	0	利益準備金	960
投資その他の資産	97,432	その他の利益剰余金	63,700
投資有価証券	20,151	特別償却準備金	2
関係会社株	74,206	別途積立金	54,980
長期貸付金	2,915	繰越利益剰余金	8,718
長期前払費用	57	自己株式	△6,302
その他の当金	111	評価・換算差額等	6,499
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	6,499
資産合計	194,437	新株予約権	66
		純資産合計	85,896
		負債純資産合計	194,437

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		104,376
売 上 原 価		92,790
売 上 総 利 益		11,585
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,177
営 業 利 益		2,408
営 業 外 収 益		9,122
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,890	
為 替 差 益	5,851	
そ の 他	380	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	284	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	132	423
そ の 他	6	
経 常 利 益		11,107
特 別 利 益		957
固 定 資 産 売 却 益	13	
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	19	
減 損 損 失	84	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	851	
税 引 前 当 期 純 利 益		10,164
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,266	2,726
法 人 税 等 調 整 額	△539	
当 期 純 利 益		7,437

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金		
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	14,494	6,214	264	960	5	49,980	8,056
会計方針の変更による累積的影響額							54
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,494	6,214	264	960	5	49,980	8,110
当期変動額							
剰余金の配当							△1,832
特別償却準備金の取崩					△2		2
別途積立金の積立						5,000	△5,000
当期純利益							7,437
自己株式の取得							
自己株式の処分			△2				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△2	—	△2	5,000	607
当期末残高	14,494	6,214	261	960	2	54,980	8,718

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△6,283	73,692	4,791	4,791	47	78,531
会計方針の変更による累積的影響額		54				54
会計方針の変更を反映した当期首残高	△6,283	73,746	4,791	4,791	47	78,585
当期変動額						
剰余金の配当		△1,832				△1,832
特別償却準備金の取崩		—				—
別途積立金の積立		—				—
当期純利益		7,437				7,437
自己株式の取得	△24	△24				△24
自己株式の処分	5	3				3
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,708	1,708	18	1,726
当期変動額合計	△18	5,583	1,708	1,708	18	7,310
当期末残高	△6,302	79,330	6,499	6,499	66	85,896

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……………	償却原価法（定額法）
子会社株式及び関連会社株式…	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの……………	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……………	移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

計器類の製品・仕掛品……………	総平均法
その他の製品・仕掛品……………	個別法
原材料……………	総平均法
貯蔵品……………	最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………	定率法 (リース資産を除く)
無形固定資産……………	定額法 (リース資産を除く)
リース資産……………	ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
長期前払費用……………	定額法
3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……………	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
製品補償損失引当金……………	顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。
訴訟損失引当金……………	訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づく損失負担見込み額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理は税抜き方式によっております。

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が83百万円減少し、繰越利益剰余金が54百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はいずれも軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物8百万円、土地153百万円を取引保証の担保に差入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 49,515百万円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入債務及び商取引に対し、保証を行っております。

新潟マツダ自動車(株) 1,115百万円

東莞日精電子有限公司 278百万円

(株)N S・コンピュータサービス 202百万円

計 1,596百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 32,990百万円

長期金銭債権 2,915百万円

短期金銭債務 13,216百万円

5. 国庫補助金の受入により、有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額

建物 31百万円

機械及び装置 136百万円

車両運搬具 0百万円

工具、器具及び備品 15百万円

計 184百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 56,881百万円

営業費用 23,667百万円

営業取引以外の取引高 3,731百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,629,886株	11,071株	3,307株	3,637,650株

増加数の主な内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加	11,071株
----------------	---------

減少数の主な内訳は次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	3,307株
---------------	--------

単元未満株式の買増請求による減少	7株
------------------	----

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

たな卸資産評価損	464百万円
有価証券評価損	725百万円
賞与引当金	283百万円
訴訟損失引当金	304百万円
退職給付引当金	454百万円
減損損失	772百万円
減価償却超過額	303百万円
その他	1,458百万円
繰延税金資産小計	4,767百万円
評価性引当額	△1,092百万円
繰延税金資産合計	3,674百万円

繰延税金負債

特別償却準備金	△1百万円
その他有価証券評価差額金	△2,997百万円
繰延税金負債合計	△2,998百万円
繰延税金資産の純額	675百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.0%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が16百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が325百万円増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の 名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSウエスト(株)	所有 直接 100.0%	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任	資金の借入 (注1)	—	短期借入金	4,921百万円
	ユーケーエヌ・ エス・アイ社	所有 直接 100.0%	製品の販売、 資金の借入、 役員の兼任	製品の販売 (注2)	4,938百万円	売掛金	2,014百万円
	ニッポンセイキ ヨーロッパ社	所有 直接 100.0%	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任	製品の販売 (注2)、 資金の貸付 (注1)	7,236百万円 —	売掛金 短期貸付金	2,617百万円 2,139百万円
	エヌ・エス・イ ンターナショナル社	所有 直接 100.0%	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任	製品の販売 (注2)、 資金の貸付 (注1)	5,361百万円 —	売掛金 短期貸付金	2,044百万円 2,344百万円
	ニッポンセイ キ・デ・メヒコ 社	所有 直接 79.5% 間接 20.5%	製品の販売、 資金の貸付、 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	—	短期貸付金	2,925百万円
	タイーニッポン セイキ社	所有 直接 69.9%	製品の販売、 役員の兼任	製品の販売 (注2)	6,073百万円	売掛金	1,957百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付及び借入は、日本精機株式会社がグループ各社に提供するキャッシュ・マネジメント・システムによるものであり、資金が日々移動するため、取引金額は記載せずに、期末残高を記載しております。また金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上決定しております。

(注3) 取引金額は消費税等を含まず、残高は消費税等を含んで表示しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | | |
|----|-------------|-----------|
| 1. | 1株当たりの純資産額 | 1,498円69銭 |
| 2. | 1株当たりの当期純利益 | 129円86銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江島 智 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清水栄一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大島伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

日本精機株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江島 智 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清水栄一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大島伸一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精機株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条への取組みについても、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、当社及びグループ各社が、競争法を含むコンプライアンスの徹底に引き続き取り組んでいることを確認しております。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

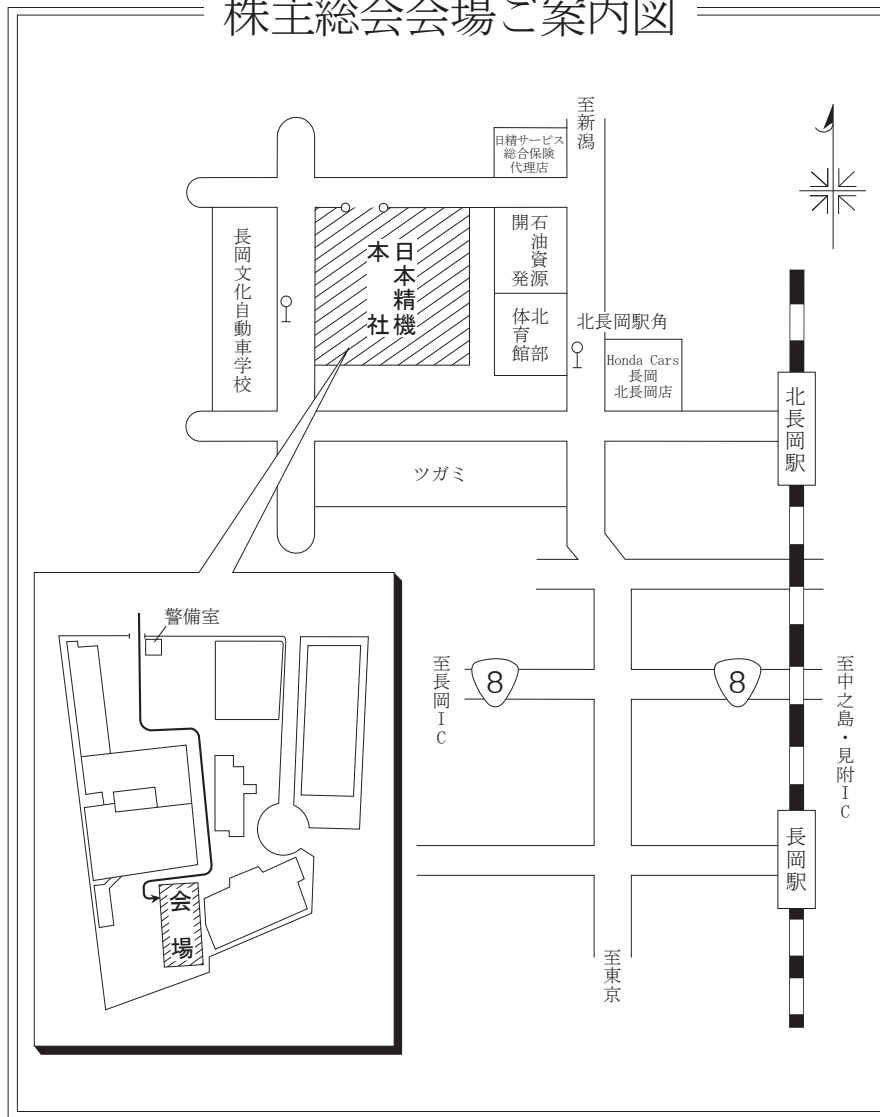
平成27年5月14日

日本精機株式会社 監査役会				
常勤監査役	駒	形		隆 ㊞
常勤監査役	浅	野	雅	夫 ㊞
社外監査役	櫻	井	陽	一 ㊞
社外監査役	宮	島	道	明 ㊞

以 上

<メモ欄>

株主総会会場ご案内図



JR長岡駅より車で10分、JR北長岡駅より徒歩で10分

最寄りのバス停 長岡文化自動車学校前（宝町行）

北長岡駅角（精神医療センター行、分水行等）

